



平成 20 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名	新日鉱ホールディングス株式会社
代表者名	代表取締役社長 高萩 光紀
コード番号	5016
問合せ先	取締役総務グループ総務担当 八牧 暢行
電話番号	03-5573-5129

## 東邦チタニウム株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

新日鉱ホールディングス株式会社(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、平成 20 年 1 月 30 日開催の取締役会における承認に基づき、東邦チタニウム株式会社(東証 1 部:コード 5727。以下「対象者」といいます。)の普通株式に係る株券を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けを実施する背景及び理由

当社は、本日現在、対象者の普通株式 20,797,200 株(対象者の発行済株式総数に対する割合(以下「株式所有割合」といいます。))約 34.22%)を保有する筆頭株主であり、対象者を持分法適用関連会社としております。

当社は、この度、対象者の第二位の株主である三井物産株式会社が保有する対象者普通株式 7,016,226 株(株式所有割合約 11.55%)のうち 5,000,000 株(株式所有割合約 8.23%)を取得することを主たる目的として、本公開買付けを実施することといたしました。

当社が三井物産株式会社の保有する上記 5,000,000 株の対象者株式を取得した場合、当社の買付け等の後における対象者株式に係る株券等所有割合が 3 分の 1 を超える場合に該当することになるため、当社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)27 条の 2 第 1 項第 2 号の要求するところに従い、本公開買付けを実施するものです。

なお、対象者は、平成 20 年 1 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。

対象者は、当社の前身である日本鉱業株式会社(非鉄金属、石油精製事業)が、第一物産株式会社(現・三井物産株式会社)と石塚父子(石塚幸次郎氏と石塚博氏)とともに設立した会社であり、その設立以来、当社と対象者との間には、人的・物的・資金的面において深いつながりがあります。対象者の株式については、当社グループ体制の変遷に伴い、日本鉱業株式会社、日鉱金属株式会社(平成 4 年 10 月)、当社(平成 18 年 4 月)へと引き継がれ、今日に至っております。また、現在では、当社の完全子会社である日鉱金属株式会社の電子材料事業部門が、原料となる高純度チタンを対象者から購入しているほか、当社は、対象者及びチツソ株式会社と共同して、太陽光発電用途ポリシリコンの開発を行う等、事業面においても対象者と密接な関係を有しております。

対象者は、スポンジチタンの分野において、品質要求の厳しい航空・宇宙産業からの要求に耐え得る製造技術を保有する企業として世界のトップブランドの地位を確立しているほか、「世界最強のチタン総

合メーカー」を目指し、チタンインゴット、高純度チタン、触媒、電子材料等の分野にも積極的な事業展開を行っております。また、最近では、航空機需要の増大や新規工業用途への裾野拡大に伴い世界的にチタン需要が高まってきていることから、対象者は、スポンジチタン、チタンインゴットの生産能力を倍増すべく北九州地区にスポンジチタン及びチタンインゴットを製造することを目的とした新工場を建設中であり、チタン業界における更なる飛躍を企図しているところであります。

当社は、対象者の筆頭株主として対象者の成長戦略をこれまでも積極的に支援して参りましたが、今般、当社の中期経営計画において掲げている成長戦略の一環として、チタン事業を将来のコア事業と位置付け、対象者の成長戦略を更に強力に支援するとともに、対象者を中核として、チタン資源の開発、当社グループの保有する箔・合金技術のチタンへの応用、さらには太陽光発電用途ポリシリコン製造等への技術活用等により、成長するチタン事業への積極展開の検討・推進を図ることといたしました。これにより当社と対象者のシナジーを活かし、双方の企業価値をより一層高めることができると考えております。

株式所有割合約 11.55%の株式を保有する第二位の株主である三井物産株式会社は、同社の経営戦略の一環としてかねてより対象者の株式を売却する意向を有しており、当社は、同社のかかる意向の表明を受け検討した結果、当社による対象者の株式取得は、対象者株式の市場への放出による市場株価への影響を回避することができるとともに、当社をして、これを契機に、対象者とこれまで以上に強固な資本関係及び物的・人的関係を築き上げ、当社の将来のコア事業と位置付けたチタン事業の強化を可能にするものであると考えました。また、対象者株式の市場での流動性阻害要因となる事態を回避することが、当社及び対象者の双方にとってメリットがあるとの判断から、三井物産株式会社との交渉を行なった結果、当社は、取得する対象者株式数の上限を 5,500,000 株に設定すること、及び、市場価格を下回る価格を本公開買付けの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）とすることを条件として本公開買付けを実施することを決断いたしました。

なお、三井物産株式会社は、今後、株式所有割合約 3%の株式を保有する第三位の対象者の株主として、対象者の事業を支援する意向を有しております。

#### (2) 本公開買付け実施後の経営方針等

本公開買付けが成立した場合、当社が保有する対象者の株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権に占める割合の 40%を超えることとなります。本日現在において、当社は、本公開買付けが成立した後に、対象者の株式の議決権の過半数を取得すること以外の方法で対象者を当社の連結子会社とする予定でありますが、具体的な方法につきましては、現在、検討中です。

#### (3) 本公開買付けに関する合意等

当社と三井物産株式会社は、当社が、本公開買付けを実施するにあたり、平成 20 年 1 月 30 日付で公開買付けの応募に関する基本合意書を締結いたしました。同合意書において、三井物産株式会社は、当社が対象者の株券等に対する本公開買付けを実施した場合には、三井物産株式会社が保有する対象者の株式のうち 5,000,000 株を本公開買付けに応募することに合意しております。

#### (4) 上場廃止の有無について

当社は、三井物産株式会社が保有する対象者の普通株式 5,000,000 株を取得することを主たる目的としつつも、三井物産株式会社以外の対象者株主のご意向を排除することなく本公開買付けを実施するため、対象者の普通株式 5,500,000 株を上限として応募株券を買付けることといたします。対象者株式は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けにはかかる上限が設定されておりますので、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場は維持される予定です。また、当社は、本

日現在において、今後、対象者の株式を追加して取得する予定はありません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

①商号	東邦チタニウム株式会社																					
②事業内容	金属チタンの製造・販売 電子セラミックス原料の製造・販売 プロピレン重合用触媒の製造・販売																					
③設立年月日	昭和23年9月6日																					
④本店所在地	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目3番5号																					
⑤代表者の役職・氏名	代表取締役社長 久留嶋 毅																					
⑥資本金	4,812百万円(平成19年9月30日現在)																					
⑦大株主及び持株比率 (平成19年9月30日現在)	<table border="1"> <tr> <td>新日鉱ホールディングス株式会社</td> <td>34.22%</td> </tr> <tr> <td>三井物産株式会社</td> <td>11.55%</td> </tr> <tr> <td>新日本製鐵株式会社</td> <td>4.94%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>1.49%</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ証券株式会社</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>0.74%</td> </tr> <tr> <td>新光証券株式会社</td> <td>0.53%</td> </tr> <tr> <td>バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエス ジー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)</td> <td>0.41%</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>0.37%</td> </tr> <tr> <td>カリオン ディーエムエイ オーティンシー (常任代理人 カリオン証券株式会社)</td> <td>0.34%</td> </tr> </table>		新日鉱ホールディングス株式会社	34.22%	三井物産株式会社	11.55%	新日本製鐵株式会社	4.94%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1.49%	三菱UFJ証券株式会社	0.75%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.74%	新光証券株式会社	0.53%	バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエス ジー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	0.41%	三菱UFJ信託銀行株式会社(信託口)	0.37%	カリオン ディーエムエイ オーティンシー (常任代理人 カリオン証券株式会社)	0.34%
新日鉱ホールディングス株式会社	34.22%																					
三井物産株式会社	11.55%																					
新日本製鐵株式会社	4.94%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1.49%																					
三菱UFJ証券株式会社	0.75%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.74%																					
新光証券株式会社	0.53%																					
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエス ジー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	0.41%																					
三菱UFJ信託銀行株式会社(信託口)	0.37%																					
カリオン ディーエムエイ オーティンシー (常任代理人 カリオン証券株式会社)	0.34%																					
⑧当社と対象者の関係等	資本関係	平成20年1月30日現在、当社は対象者の普通株式 20,855,200 株(株式所有割合約34.32%(内、間接の株式所有割合約0.1%))を保有しております。																				
	人的関係	当社及び当社の完全子会社である日鉱金属株式会社から対象者へ派遣されている非常勤監査役が各1名(合計2名)おります。また、対象者は、事業運営に必要な人材を自社で採用することを基本としておりますが、事業の強化・拡充などに際して人材が不足する部分に関しては、必要に応じ、新日鉱グループに従業員の出向乃至派遣を依頼することがあります。																				

	取引関係	対象者は、当社の完全子会社である日鉱金属株式会社に対して、高純度チタンの販売を行っております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であるため、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 20 年 1 月 31 日(木曜日)から平成 20 年 2 月 28 日(木曜日)まで (20 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 20 年 3 月 13 日 (木曜日) までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,236 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付けは、三井物産株式会社の保有に係る対象者株式を取得することを主たる目的として実施するものであることから、当社は、三井物産株式会社との間で協議・交渉を行った結果、三井物産株式会社が本公開買付けに応募することに関し合意できる価格をもって本公開買付価格とする方針を採用いたしました。当社は、かかる三井物産株式会社との間の協議・交渉の準備のために必要な社内的な検討資料及び当社の立場からの本公開買付価格の合理性の検討資料を取得するため、平成 19 年 11 月、当社のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 20 年 1 月 28 日に、同社より対象者株式に係る株式価値算定書を取得いたしました。

日興コーディアル証券株式会社は、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。)の各手法を用いて、対象者の株式価値算定を行いました。その結果、市場株価法では、平成 20 年 1 月 25 日を基準日として、1 ヶ月終値平均及び 3 ヶ月終値平均を採用しました。その結果、1 ヶ月終値平均が 2,778 円、3 ヶ月終値平均が 3,424 円となり、2,778 円から 3,424 円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されました。また、DCF 法では 2,119 円から 3,177 円のレンジが、対象者の株式価値の算定結果として示されました。

当社は、上記の株式価値算定書における株式価値レンジを勘案しつつ、1 株あたりの株式価値の範囲を、当該評価結果の下限値である 2,119 円から上限値である 3,424 円の範囲と考え、検討を進めました。

当社は、株式価値算定書の評価結果から、対象者株式の株式市場における時価は対象者の企業価値を概ね反映していると判断いたしました。対象者株式の平均売買高に比べ大量の株式数を一括して取引することによるディスカウント要因等を考慮に入れて、三井物産株式会社と協議・交渉した結果、当社と三井物産株式会社は、平成 20 年 1 月 30 日、市場株価を下回る価格で本公開買付けを行うこととし、決議日の前日である平成 20 年 1 月 29 日の東京証券取引所における対象者株式の終値から 8% をディスカウントした 2,236 円を本公開買付価格とすることで合意に至りました。そこで、当社は、平成 20 年 1 月 30 日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を 2,236 円とすることを決定いたしました。

## ② 算定の経緯

対象者の第二位株主である三井物産株式会社は、かねてより、同社が保有する対象者株式を売却する意向を表明しており、それを受け、当社は社内で検討を行った結果、当社自らが三井物産株式会社の保有する対象者株式を買い受ける方針を固め、平成19年11月から、同社と本公開買付価格に関する交渉を開始し、以下の経緯により、平成20年1月30日に本公開買付価格を決定いたしました。

(算定を行った第三者算定人の名称等)

本公開買付けは、三井物産株式会社の保有に係る対象者株式を取得することを主たる目的として実施するものであることから、当社は、三井物産株式会社との間の協議・交渉を行った結果、三井物産株式会社が本公開買付けに応募することに関し合意できる価格をもって本公開買付価格とする方針を採用いたしました。当社は、かかる三井物産株式会社との間の協議・交渉の準備のために必要な社内的な検討資料及び当社の立場からの本公開買付価格の合理性の検証資料を取得するため、本公開買付価格の決定をするにあたり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社に対して、対象者の株式価値の算定を平成19年11月に依頼し、平成20年1月28日に、同社より対象者株式に係る当該株式価値算定書を取得しました。

なお、当該株式価値算定書は、算定機関が買付価格の公正性について、表明しているもの（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）ではありません。

(第三者算定人の意見の概要及び当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯)

日興コーディアル証券株式会社は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。その結果、市場株価法では、平成20年1月25日を基準日として、1ヵ月終値平均及び3ヵ月終値平均を採用しました。その結果、1ヵ月終値平均が2,778円、3ヵ月終値平均が3,424円となり、2,778円から3,424円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されました。また、DCF法では2,119円から3,177円のレンジが、対象者の株式価値の算定結果として示されました。

当社は、株式価値算定書における株式価値レンジを勘案しつつ、1株あたりの株式価値の範囲を、当該評価結果の下限值である2,119円から上限値である3,424円の範囲と考え、検討を進めました。

当社は、株式価値算定書の評価結果から、対象者株式の株式市場における時価は対象者の企業価値を概ね反映していると判断いたしましたが、対象者株式の平均売買高に比べ大量の株式数を一括して取引することによるディスカウント要因等を考慮に入れて、三井物産株式会社と協議・交渉した結果、当社と三井物産株式会社は、平成20年1月30日、市場株価を下回る価格で本公開買付けを行うこととし、決議日の前日である平成20年1月29日の東京証券取引所における対象者株式の終値から8%をディスカウントした2,236円を本公開買付価格とすることで両社合意に至りました。そこで、当社は、平成20年1月30日開催の取締役会において、本公開買付価格を2,236円とすることを決定いたしました。

(本公開買付価格の公平性を担保し、利益相反を回避するための措置)

当社は、平成20年1月30日開催の当社取締役会において、独立した第三者算定人である日興コーディアル証券株式会社が平成20年1月28日に提出した株式価値算定書を参考にした上で、本公開買付価格や、本公開買付けにかかる諸条件を検討いたしました。

なお、当社と対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。

## ③ 算定機関との関係

日興コーディアル証券株式会社は、当社及び対象者のいずれの関連当事者にも該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
5,000,000 (株)	5,000,000 (株)	5,500,000 (株)

- (注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が「株式に換算した買付予定の下限」（以下「買付予定の下限」といいます。）である5,000,000株に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。
- (注2) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の上限」（以下「買付予定の上限」といいます。）である5,500,000株を超えるときは、その超える部分の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注3) 本公開買付けは、「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、三井物産株式会社の保有に係る対象者株式のうち5,000,000株を取得することを主たる目的として実施するものでありますが、三井物産株式会社以外の対象者株主のご意向を排除することなく本公開買付けを実施するため、買付予定の上限を、5,500,000株としております。
- (注4) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人（後記「(11) 公開買付代理人」において記載されるものをいいます。）を通じて株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	207,972 個	(買付け等前における株券等所有割合) 34.28%
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,589 個	(買付け等前における株券等所有割合) 0.43%
買付予定の株券等に係る議決権の数	50,000 個	(買付け等後における株券等所有割合) 42.94%
対象者の総株主等の議決権の数 (平成19年9月30日現在)	606,132 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数5,000,000株に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数（平成19年9月30日現在）」は、対象者が平成19年12月14日に提出した第77期半期報告書に記載された総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載したもの）です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記半期報告書記載の単元未満株式数（24,410株）

から本公開買付けを通じて取得する予定がない上記半期報告書記載の対象者の単元未満の自己株式数（95 株）を控除した 24,315 株に、保管振替機構名義の株式 39,600 株を加算した 63,915 株に係る議決権の数（639 個）を合算した 606,771 個を、「対象者の総株主等の議決権の数（平成 19 年 9 月 30 日）」として計算しています。

（注 4） 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金 約 12,298 百万円

（注） 「買付代金」は、買付予定の上限（5,500,000 株）に、1 株当たりの買付価格（2,236 円）を乗じた金額を記載しています。

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日 平成 20 年 3 月 5 日（水曜日）

（注） 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は平成 20 年 3 月 19 日（水曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付けられた応募株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金いたします。

④ 株券等の返還方法

後記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「④ 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに以下の方法により返還いたします。

- i 応募に際し公開買付代理人に対して株券等が提出された場合は、買付けられなかった株券等を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）に郵送又は交付いたします。
- ii 公開買付代理人（又は公開買付代理人を通じて保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の下限（5,000,000 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

応募株券等の総数が買付予定の上限（5,500,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元

(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限に満たないときは、買付予定の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定の上限を超えることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定の上限を超えるときは、買付予定の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方法により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定の上限を下回ることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条に定める基準により、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続き下さい。)までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続き下さい。)までに、下記に指定する者に到達することを条件といたします。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(又はその他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店)

なお、応募株主等による契約の解除等に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求する

ことはありません。また、保管した株券等の返還に要する費用も当社の負担といたします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正いたします。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表いたします。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日 平成 20 年 1 月 31 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人 日興コーディアル証券株式会社

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付けが成立した場合、当社が保有する対象者の株式に係る議決権の対象者の総株主の議決権に占める割合の40%を超えることとなります。かかる後に当社は対象者の株式を取得する以外の方法で対象者を連結子会社とする予定でありますが、具体的な方法につきましては、現在検討中です。

また、本公開買付けによる当社の連結業績及び個別業績への影響は、確定次第お知らせいたします。

#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 20 年 1 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。

##### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者は、平成 19 年 8 月 1 日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該リリースの概要は以下のとおりとなっております。

##### 1) 対象者の平成20年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	1株当たり 当期純利益 (円)
前回発表予想 (A)	43,000	12,300	12,000	7,000	115.36
今回修正予想 (B)	44,000	13,200	13,000	7,500	123.60
増減額 (B-A)	1,000	900	1,000	500	—
増減率 (%)	2.3	7.3	8.3	7.1	—
(ご参考) 前期実績 (平成 19 年 3 月期)	38,098	10,943	10,830	6,234	102.75

##### 2) 対象者の平成20年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	1株当たり 当期純利益 (円)
前回発表予想 (A)	32,300	10,000	10,500	6,400	105.48
今回修正予想 (B)	33,200	10,500	11,000	6,600	108.77
増減額 (B-A)	900	500	500	200	—
増減率 (%)	2.8	5.0	4.8	3.1	—
(ご参考) 前期実績 (平成 19 年 3 月期)	27,932	8,528	8,996	5,348	88.14

##### 3) 修正の理由

為替が想定よりも円安に推移していること、諸コストの低減、チタン加工品の増販が見込まれること等により、通期の売上高、利益は個別、連結ともに当初予想を上回る見通しでございます。

② 対象者は、平成 20 年 1 月 23 日付のプレスリリース「当社子会社である東邦キャタリスト株式会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ」において、平成 20 年 1 月 23 日開催の取締役会で、対象者の完全子会社である東邦キャタリスト株式会社を吸収合併することを決議した旨を公表しております。

以上